

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部の設置について

平成 24 年 4 月 24 日  
閣 議 決 定  
平成 24 年 10 月 26 日  
一 部 改 正

1. 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号ホ(5)に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策を推進するため、内閣に消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係大臣等を構成員に追加することができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。  
本 部 長 副総理  
副 本 部 長 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官  
本 部 員 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（消費者）
3. 本部長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。